

平成 30 年 9 月 21 日  
消 費 者 庁

食品表示法第 6 条第 1 項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第 12 条第 1 項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（案）に関する意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「食品表示法第 6 条第 1 項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第 12 条第 1 項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、御意見の趣旨又は理由が不明確なものや、本意見募集の対象となる事項以外の御意見などについては、取り上げておりません。

1. 意見募集期間：平成 30 年 7 月 6 日～同年 8 月 4 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：1 件
4. 主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

(別紙)

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>無菌充填豆腐について、本改正に賛成である。適切な改正と思われた。</p> <p>なお、豆腐に関係する事であるが、品質に重大な影響を与え、また健康にも影響を与えるものである豆腐の凝固剤の物質名については、その記述を行わせるようにしていただきたいと思う。硫酸化合物系の凝固剤を用いると「体から妙に硫黄系・硫酸系の臭いする」「歯・歯茎の調子が思わしくない」という様な事というのが、(硫酸化合物系を主たる凝固剤として使った)豆腐の1日の摂取量が400g2丁～などといった場合には普通に発生してくるので、この表示は無ければならないはずのものである。(ヘルシーに豆腐生活をしよう、肉を豆腐で代替しようと思ったら硫酸系化合物の罠に引っかかってしまう、といった事態は多いのではないかと思われる。また安い豆腐ほど硫酸化合物を凝固剤に使っている事が傾向として多いのではないかと思われるが、その様な豆腐を1食1丁などというペースで食べるのであればかなり高い確率で硫酸化合物の罠に引っかかってしまうかと思われる。結果、体調が悪化する事になる。)硫酸化合物の体に与える影響はかなり大きいものがあるので、豆腐凝固剤についてはかならずその表示を行うようにしていただきたい。国民からの厚生労働省・農林水産省・消費者庁への願いである。(医師だって同意するであろうと考える。)</p> <p>防かび剤(フルジオキシニル)について、本改正に賛成である。その様な表示が行われるのは望ましい事であると思われた。</p>	<p>御意見として承ります。</p>